

東京弁護士会公設事務所設立10周年企画 パブリックの今を知る

今年、当会の都市型公設事務所第1号の東京パブリック法律事務所が設立10周年を迎える。

過疎地への弁護士派遣、市民の駆け込み寺の実現、裁判員裁判対応の拠点、法科大学院と連携した法曹養成…この10年間に当会の4つのパブリック事務所が果たした功績は、司法改革の最前線における成果とっていいだろう。また、東日本大震災では、パブリック事務所が東京における被災者支援の拠点となってきた。さらに、司法アクセスの拡充から、アウトリーチ、福祉機関との連携による地域のセーフティーネットの構築へと、パブリック事務所の存在意義はこの10年間で進化し続けてもいる。

本特集では、パブリック事務所の10年の歩みと現在の到達点を整理し、将来への展望もご紹介したい。
(伊藤 敬史)

CONTENTS

- I 東京弁護士会・都市型公設事務所の歩み
- II 各パブリックの実状
 - 1 東京パブリック
 - 2 北千住パブリック
 - 3 渋谷パブリック
 - 4 多摩パブリック
- III 座談会「パブリックを語る～その意義と展望」

I 東京弁護士会・都市型公設事務所の歩み

公設事務所運営特別委員会委員長 若旅 一夫 (26期)



1 はじめに

本会には、現在4つの都市型公設事務所がある。それぞれの都市型公設事務所は基本理念を共通としながら、司法アクセスの拡充、刑事弁護活動のベースキャンプ、新しい法曹養成制度の担い手等、多様な特色を有しており、その規模と広がりには全国の単位会の中でも突出している。現在4パブリックで合計58名の弁護士が所属し、地方へ赴任した弁護士や、運営や新人養成を支えた弁護士、公設事務所運営特別委員会のメンバー等、所外から様々な活動を支える協力弁護士等を含めると、数百名の本会会員が携わる弁護士会最大のプロジェクトと言っても過言

ではない。

しかし、この都市型公設事務所とは何であろうか。どのような背景で生まれ、どのような発展をしてきたのであろうか。その歩みを確認してみたい。

2 都市型公設事務所の誕生

(1) 司法制度改革と都市型公設事務所

都市型公設事務所の誕生と発展を語るには、司法制度改革の流れと弁護士の活動の深まり・広がりにも触れることが不可欠である。1990年代頃から、官僚主義的で小さな司法に対する問題意識が広がり、市

民に身近な司法を実現するための運動が弁護士会が中心になって展開されることになった。その取り組みは、全国での法律相談センターの設置や、当番弁護士の実践から被疑者国選弁護制度の実現を目指す活動、多様な人権分野での権利擁護活動とこれを支える法律扶助制度の拡充であったり、法曹一元制度の提言や陪・参審制度の推進などであった。

2001年に内閣に設置された司法制度改革審議会が発表した司法制度改革意見書は、弁護士会が推進してきた上記運動を汲み取り、個人の尊厳と民主権の憲法の基本原理を、司法の分野に及ぼし、現実社会に浸透させるためのさまざまな提言を行うものであった。

しかし、理念が謳われ、制度が作られるだけでは、真の司法制度改革は実現しない。その理念を実践で体现し、広めていくためのベースキャンプが必要とされた。司法制度改革を、具体的実践によって着実に進め、法律家が真に市民に頼りにされるためには、消費者、高齢者・障害者や、女性、子ども等のこれまで法律家に辿り着くことが難しかった人々のための地域の権利擁護センターとしての役割を果たしつつ、各地の弁護士過疎地に弁護士を養成し送り出し、また弁護士任官者の支援を一定のスケールと安定性を持って行うための公益的な受け皿作りが必要であった。

(2) 東京パブリック法律事務所の誕生と活動

こうした背景から生まれたのが、2002年に東京弁護士会の最初の都市型公設事務所として設立された東京パブリック法律事務所である。

東京パブリックは池袋に設置された。池袋は、周辺に約170万人の人口を抱え、埼玉県南西部を後背地とする鉄道網の中心地であった。しかし未だニーズは顕在化しておらず、弁護士会がお金を投じて事

務所を作る必要はないとの意見もあった。しかし、2002年6月に池袋法律相談センター・法律扶助協会と同一フロアにワンストップ型の東京パブリックが設立されると、相談件数は瞬く間に増加し、開設後1年間の相談件数は扶助相談2500件を含め約5000件を数えた。5年後には約9000件となり、その後安定した数字となっている。この間、既存の法律相談センターや扶助協会相談、区民相談などの件数は減少せず、むしろ相乗効果のため相談件数が増加する所も見られた。

単に相談窓口を設けるだけでなく、福祉事務所、社会福祉協議会、消費生活相談センター、民生委員といった地域の権利擁護機関と密接なネットワークを形成し、単に市民がやってくるのを待つだけでなく、人々の元に積極的に出向いていくという公設事務所の弁護士たちが開拓した新しい手法が、潜在化していた地域のニーズを掘り起こし、市民と法律家をつなぐことに大きく貢献していった。

3 都市型公設事務所の発展と新たな展開

(1) 北千住パブリック法律事務所の誕生と活動

他方、司法制度改革のもう一つの重要な柱であった刑事司法への取り組みもまた、弁護士会にとって大きな課題であった。罪に問われ大きな権力と対峙することになるすべての人たちに弁護人を付することは弁護士会の悲願であった。しかし、刑事弁護の負担は軽くはない。被疑者国選の拡大に備えて、熱意溢れる、質の高い刑事弁護人を多く養成することが、刑事司法制度改革の真の実現のために求められていた。

さらに、司法制度改革審議会意見書は、市民による刑事司法への参加も提言していた。これが裁判員制度裁判の導入として現実化することになる。裁判員制度は、市民参加によって、官僚司法の弊害が強く指摘されてきた刑事裁判の在り方が大きく変わることの期待が込められた改革の目玉の1つであった。

しかし、市民の参加する裁判は従来の在り方から大きな変容を遂げることが予想された。検察官持ち証拠の開示手続を含む公判前整理手続、連日的開廷という新たな手続の導入は、刑事弁護に高い専門性が必要となると同時に、その負担は大きく、こうした活動に専門的・集中的に取り組むことのできる人材を用意する必要があることを意味していた。

こうした課題に応えるため、設置されることになったのが北千住パブリックであった。東京拘置所と目と鼻の先にある北千住の地に2004年4月に設置された北千住パブリックには、日本の刑事司法の在り方に疑問を感じ、これを自分たちの手で変えようという熱意ある弁護士たちが多く結集した。フットワークの軽い若手弁護士たちが、経験豊かな所長・中堅弁護士たちに教えを受けながら、当番弁護、被疑者国選といった刑事弁護に飛び回った。「最後の弁護人たれ」「とりうることのできるあらゆる手段をとれ」とのモットーを掲げ、弁護士会に多く滞留していた事件を含め多くの事件に取り組んでいった。裁判員裁判が始まると、いち早くその新しい制度の担い手として、多くの重大事件に関与することになった。

北千住パブリックによる、質量を備えた刑事弁護は、北千住パブリックから過疎地に赴任した弁護士や、所属弁護士が中心となって立ち上げられた刑事弁護フォーラムの取り組みなどによって、全国へ広がり、人質司法の打破や取調べの全面可視化といった制度変革運動の大きなうねりにもつながっていった。

(2) 渋谷パブリック法律事務所の誕生と活動

ところで、司法制度改革を実際に担い、市民に向き合うのは、具体的な「人」である。人を送り出す法曹養成の仕組み自身が貧弱なままでは、真の司法制度改革は実現されない。このような観点から、「良質な多数の法曹」の輩出を期され、プロセス重視の法曹養成制度が始まることになった。2004年4月に始まった法科大学院制度である。

しかし、法科大学院というハコが作られれば、新たな法曹養成が可能となるものではない。これまで分離してしまいがちであった理論と実務を架橋することのできる教育実践が求められているのである。身につけた法律の知識や経験を、現場で市民のために役立たせることのできる法律家を育てることの必要性が指摘されていた。こうして注目されることになったのが、臨床法学教育、いわゆるリーガルクリニックであった。

この担い手として生まれたのが、2004年7月に誕生した渋谷パブリックである。國學院大學内に事務所を設置し、開設当初より、國學院、明治学院大学、獨協大学、東海大学の4校のリーガルクリニックを受け持っている。多くの学生が、法律相談や事件受任、模擬裁判等を通じて、対話を重視しながら、法理論と実際の実務とを相互検証しながら学んでいく。紙面上で理論を学ぶ法学教育とも異なり、また司法研修所における「実務の在り方」をなぞるように学ぶ修習とも全く異なる、まさに生きた法学のダイナミズムを学ぶ場としての役割を担っているのである。

今、渋谷パブリックは、法科大学院生に向けた臨床法学教育の担い手としてだけでなく、判事補の他職経験を毎年受け入れ、多様な人が学び、育つ場として機能するようになっている。

パブリック事務所
誕生までの歩み

1952年		法律扶助協会設立
1966年		東京弁護士会に初の法律相談センター設置
1992年		東京三会当番弁護制度スタート
2000年		日弁連ひまわり基金法律事務所第1号(石見ひまわり)開設
2001年		司法制度改革審議会意見書
2002年	6月	東京パブリック・池袋法律相談センター設立
2004年	4月	北千住パブリック・北千住法律相談センター設立
		法科大学院スタート
	7月	渋谷パブリック・渋谷法律相談センター設立
2006年	4月	日本司法支援センター(法テラス)業務開始
	10月	被疑者国選制度開始
2008年	3月	多摩パブリック設立

(3) 多摩パブリック法律事務所の誕生と活動

そして、東京弁護士会にとって最も新しい、4番目の都市型公設事務所が多摩パブリックである。

多摩地域は、人口55万人の八王子市、41万人の町田市、25万人の府中市、22万人の調布市、17万人の立川市など人口10万人以上の市が10を超えており、多摩地域全体の人口は約420万人である。しかしながら、多摩地域に事務所を置く弁護士は490人程度と東京本庁管内の弁護士数の約30分の1に過ぎない。東京においても弁護士偏在が生じているのである。とりわけ、多摩支部の刑事事件の新受事件数は全国8位、少年は全国7位であり、裁判員制度裁判の起訴件数も150件を優に超え、刑事事件が非常に多い地域であり、刑事弁護を担う弁護士の数の増加はもちろん、刑事弁護活動に必要な知識と技術を蓄積・承継するための拠点が求められていた。

多摩パブリックは、このような多摩地域の刑事事件・裁判員裁判を中心に担うとともに、多摩地域のこれまで弁護士に辿り着いていなかった人たちに対し、くまなく法的サービスを提供する目的で設立された。

多摩パブリックは、それまで各パブリックで培われた方法論を十分に取り入れ、活動を広げていくことになった。北千住パブリックにならって、裁判員裁判を含む多くの国選刑事事件を受任するとともに、同時に制度の運営を行う側である刑事弁護委員会等の会務の中核も担い、実践を制度や運動へとつなげていく橋渡し役を果たしている。

また司法アクセス障害の解消のためには、関係機

関とのネットワーク作りがカギとなることを東京パブリックの経験等から学び、これをさらに発展させていった。多摩パブリックは所員総出で、多摩地域の30を超える全ての自治体へ出かける活動を開所以来毎年行っている。そうしたアウトリーチ活動が、自治体の専門相談員のためのアドバイザー契約の締結へとつながり、一次相談機関から法的解決までへのスムーズな流れを確保されるようになった。多摩の地から、司法制度改革の実践を発信しているのである。

4 本特集の趣旨

以上見てきたように、都市型公設事務所の誕生とその歩みは、本会がどのように司法制度改革に取り組んできたかの歩みでもある。先日開かれた本会の市民会議においても、消費生活相談員の方から、パブリック事務所が市民と弁護士とを結ぶにあたって果たした役割は大きいと、高く評価する発言がなされていた。

他方で、法律扶助や国選弁護といった活動に取り組む弁護士も少しずつ増えてきており、会の財政のあり方とも関連し、都市型公設事務所の存在意義について改めて問う声も聞かれるようになった。

こうした中で、広く会員に本会の都市型公設事務所の現状、成果や課題を知って頂くことが必要と考え、本特集を組んだ。都市型公設事務所が、多くの会員の支持と協力を得て、市民に身近な司法のための礎としますます発展していくことに資すれば幸いである。

II-1

市民の法的駆け込み寺を目指して
弁護士法人 東京パブリック法律事務所〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 池袋SIAビル2階
TEL 03-5979-2900 URL <http://www.t-pblo.jp/>

東京パブリック法律事務所は、様々な公益活動を行うことを目的として設立された都市型公設事務所です。①都市部のリーガルアクセスの改善、②弁護士過疎地域の解消、そして③弁護士任官の推進を目指して、日夜、所属弁護士・事務局スタッフ一同励んでいます。若手の育成・弁護士過疎地域への派遣のほか、地域の行政機関・他士業との連携に力を入れています。

所属弁護士数 20名(2012年1月1日現在)

東京パブリックは、今年設立10周年を迎えます。

第5代目(現)所長
船木 秀信初代所長
石田 武臣第2代目所長
丸島 俊介第3代目所長
釜井 英法第4代目所長
中城 重光

全国に広がる「法的駆け込み寺」のネットワーク

東京パブリック法律事務所では、中堅弁護士が指導担当となって若手弁護士を養成し、これまで25人の弁護士を弁護士過疎地域のひまわり基金法律事務所や法テラス等に派遣してきました。



司法ソーシャルワークの提供を目指して

太田 晃弘 (57 期)

ひょっとすると想像できない話かもしれません。詐欺の被害にあっているのに問題だとは思わない。虐待されているのに声を上げない。そもそも弁護士が何をする人かわからない。

法的問題を抱えているのに弁護士につながらない——人口の23%を占める高齢者や6～7%を占めるといわれる障がい者の方々になるほど、このような傾向は顕著です。

このようなアクセス障害を乗り越えるべく、東京パブリック法律事務所では、区役所、福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種施設、福祉関係事業者といった福祉関係機関と連携して、地域における社会的弱者といわれる方々の法的案件とつながるように努力しています。

また、こういった方々のほとんどは、ゴミを片付けられない、食事をつくれないういめられている……といった各種生活課題を抱えておられます。このようなとき、法的問題だけを切り離して解決すると大きく方針を間違えることが結構あります。

そこで、福祉関係機関とケース会議、電話連絡を頻繁に行って十分なコミュニケーションを図りつつ、一般民事・家事・刑事分野での司法ソーシャルワークが提供できるようにしています。ここでは、福祉関係機関の方々と「言いたいことが言いあえる関係」を作り、お互いが気さくに相談に乗りあえるよう、常日頃から努力しています。

外国人市民の駆け込み寺「外国人部門」

金 秀玄 (60 期)

(1) 部門開設の経緯

どこに相談したらいいかわからない。弁護士に相談しても断られる。日本で生活する外国人は、日本の法律や文化に不慣れで、言葉の問題もあり、弁護士の援助を受けづらい状況に置かれています。このような外国人の司法アクセス障害を解消する目的で、当事務所は、2010年11月1日、外国人事件を専門的に扱う部門を設置しました。現在弁護士5名が所属し、多言語対応を行っています。

(2) 活動報告

月に20から30件の新規相談が寄せられており、内容も在留資格、家事や相続、労働の他、交通事故や債務整理など多岐にわたっています。社会的な注目・期待も大きく、自治体、大使館、NPO等諸団体からも多くの紹介をいただいています。弁護士会員1000名を超える外国人ローヤ

リングネットワークの事務局も担い、多くの弁護士が外国人事件を扱いやすくするため、情報提供や研修の実施等を積極的に実施しています。

困難な事件も少なくありませんが、本国を離れ、拠り所の少ない日本で暮らす外国人を支援することには、日本人の事件では味わうことのできない喜びがあります。

(3) 将来の展望

外国人部門に対しては、若き法曹からも高い関心が寄せられており、修習生の就職説明会等でも特に質問が多い状況です。エクスターン生や米コロンビア大学のインターン生も受け入れました。

人的物的な体制をより拡充させ、今後一層高まることが予想される外国人事件の需要に応じていくことが求められていると感じています。

新人弁護士のある一日

三森 祐二郎 (63 期)

早朝、某区福祉事務所前で依頼者と待ち合わせ、生活保護申請に同行。この方は、失業後、所持金等が底をつき生活保護申請に行ったが拒否され、法テラスに相談しました。そこで東京パブリックなら出張相談をすると聞き、昨日の午後に窮状を訴える電話をかけてきました。この電話があった時、私は困窮度が高いと判断し、翌日の午前中の予定をキャンセルし、申請同行を電話のあった日の夜に決めたものでした。私がこのような対応をとったのも、かつて先輩弁護士と申請同行の案件を担当したとき、先輩弁護士の迅速な対応ぶりを見ていたからです。

申請の合間に話を聞くと、内縁の夫は借金問題を、依

頼者も未払賃料の問題も抱えていることが判明しました。そこで、生活保護受給者の方のための法テラスの制度を説明し、今後法律相談等をするのをその場で勧めました。新人養成の一環として行われている法テラス相談担当が役立った場面でした。

申請は無事受理され、緊急援助金も交付され、依頼者はほっとした表情を私に見せてくれました。新人に次の活動を行う気力を与えてくれる瞬間でした。

赴任する弁護士過疎地域でも、依頼者の方のこのような表情を多く見られるよう頑張っていきたいと思います。

II-2

刑事対応型としての役割と期待を担う

弁護士法人 北千住パブリック法律事務所

〒120-0034 東京都足立区千住3-98-604 千住ミルディスII番館
TEL 03-5284-2101 URL <http://www.kp-law.jp/>



事務所外観



第2代目(現)所長
吉田 健



初代所長
前田 裕司

「刑事といえば北パブ」へ

賛田 健二郎 (61期)

1 北千住パブリック法律事務所の設立目的

北千住パブリック法律事務所（以下「北パブ」）は、2004年4月1日に誕生した、当会で2番目の都市型公設事務所です。設立8年目を迎える北パブには、現在19名の弁護士が所属しています（2012年2月現在）。

北パブの設立目的は、大きく以下の4点です。

- ①刑事対応型公設事務所であること
- ②市民のための法律相談所であること
- ③弁護士過疎地域へ弁護士を派遣すること
- ④法科大学院の臨床教育に貢献すること

とりわけ、全国初の刑事対応型公設事務所として設立された北パブの主要な役割は、刑事事件に積極的に取り組み、刑事弁護活動の充実・強化を担うことです。東京拘置所の所在地である小菅から1駅にある北千住に事務所が置かれたのも、その目的を達成するためです。所員一同、北パブに期待される役割を達成すべく、日夜、刑事弁護活動に邁進しています。

これから、刑事対応型公設事務所としての北パブの歩みと現状をご紹介します。

2 裁判員裁判・被疑者国選への取り組み

2009年5月から、裁判員裁判が開始され、それまで

重大事件に限られていた被疑者国選の範囲も大幅に拡大しました。それに伴い、刑事弁護活動の幅も格段に広がり、これまで以上に迅速かつ充実した刑事弁護活動の必要性が一段と高まりました。

北パブの所員弁護士も、被疑者弁護に積極的に取り組んでおり、半数近くの弁護士が多摩支部名簿にも登録し、遠隔地も厭わず弁護活動に尽力しています。時には、北千住から五日市警察署に接見に赴くこともあります。それでも弁護の手をゆるめることはありません。

また、裁判員裁判も率先して担うことができる事務所としての意義も大きいです。当会では、特別の要件を課した裁判員裁判担当者名簿を備えていますが、北パブの所員のほとんどが名簿に登録しています。これまでに、40件に上る裁判員裁判事件を受任しており、その中には、世間の耳目を集めるような事件も含まれています。そして、殺意が認定落ちて執行猶予判決を獲得できた事案、全国で初めて少年法55条に基づく移送が認められた事案など、一定の成果も挙げることができました。数多くの裁判員裁判をこなすことができるのも、刑事弁護に熱心な弁護士が揃っている北パブならではのことでしょう。そのためか、裁判員裁判対象事件の複数選任の2人目として声がかかる所員も多いです。

裁判員裁判は、これまでの裁判官裁判にはない創意工夫が求められる事件です。そのため、自由な発想で事件に取り組める若手の存在は必須です。そのような若手弁護士の育成・輩出も北パブの重要な役割です。

3 困難事件への対応

北パブは、いわゆる国選滞留事件（なかなか引き受け手がない事件）や、特別案件事件（特別困難な事件や弁護士が解任された事件）も積極的に引き受けています。死刑を争う特別重大事件も複数抱えています。また、板橋区での両親殺害事件、渋谷区での妻が夫を殺害して遺体をバラバラにした事件、秋葉原での連続殺傷事件なども、北パブが受任して活動した事件です。

中には、特に対応困難な依頼者もいることは事実です。荒唐無稽と思えるような主張を要求する依頼者もいます。そのような依頼者に対応するのは、非常に苦勞し、精神的にも疲れることがあります。しかし、所員弁護士はそのような事件でも決して臆することなく、実に生き生きとこなしています。それもひとえに、同じ目的を共有し、支え合い相談し合える弁護士がいるからです。

このように、困難事件へも積極的に対応できる事務所であることが、北パブの存在意義の1つです。

4 無罪事件の獲得

刑事事件は、疲弊することばかりでもありません。丹念な弁護活動が成果に結びつくこともあります。北パブでは、これまでも複数の無罪判決を獲得してきました。調査した限りでもこれだけの事件があります。

①第一審

- ・業務上過失傷害事件（被害者証言、警察官証言、被告人の自白の信用性否定。2006年）
- ・傷害事件（正当防衛成立。2007年）
- ・東京都迷惑防止条例違反（被害者・目撃者供述の信用性、自白の信用性否定。2007年）
- ・公務執行妨害事件（暴行の存在につき証明なし。2009年）
- ・組織的詐欺事件（詐欺の故意・共謀否定。2010年）

②控訴審

- ・大麻取締法違反、公務執行妨害事件（違法収集証拠排除、職務の適法性なし。2007年）

③上告審

- ・軽犯罪法違反事件（正当な理由あり。2009年）
- ・強姦事件（被害者供述の信用性否定。2011年）

無罪を信じて闘ってきた結果、成果に結びついたとき

には、その達成感は何にも代え難いものがあります。また、無罪事件の弁護活動から学ぶことで、自身の活動との比較検証も可能となりますし、所員弁護士のモチベーションの維持、技術の向上にも結びつきます。

これだけの無罪判決を獲得できたのも、北パブならではのことでないでしょうか。

5 刑事弁護実務検討会の開催

北パブでは、設立当初の時期から、1月半から2月に1度程度、所外の弁護士、修習生、法科大学院生にも広く呼びかけて、刑事弁護実務検討会を開催しています。この検討会は、主として1年目の若手弁護士が、自身の担当した事件を素材にして、事例発表を行うとともに、そこから導かれる問題点について議論検討を深める場です。若手弁護士の実力の向上に資するとともに、北パブの活動を外部に知ってもらう重要な機会となっています。

法科大学院が設立されて以降は、特に法科大学院生の参加者が目立つようになりました。もともと刑事弁護に志があって参加する学生もいますが、この検討会に参加した結果、刑事弁護への興味がわいたという声も多く聞かれます。

これからも定期的に開催する予定です。この検討会が刑事弁護の裾野を広げることに役立てばこの上ないことです。皆様の積極的な参加をお待ちしております。検討会の開催については、北パブのHP（<http://www.kp-law.jp>）をご覧ください。

6 おわりに

設立以来、刑事対応型公設事務所としての役割を全うすべく、駆け抜けてきた8年間でした。今後も、「刑事といえば北パブ」と言われる地位を確立できるよう、刑事弁護に邁進していきます。そして、刑事弁護の今後を支える若手の育成・輩出にも力を入れたいと思っています。

所属弁護士が管理していたメールリストから第三者に情報が流出したことにつきまして、皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。現在、弊事務所では、情報管理の徹底を行い、事情調査と再発防止に取り組んでおります。誠に申し訳ございませんでした。

II-3

大学キャンパス内でリーガルクリニックを实践
弁護士法人 渋谷パブリック法律事務所〒150-0011 東京都渋谷区東4-10-28 國學院大學内法科大学院棟1階
TEL 03-5766-8100 URL <http://www.sbpb-law.jp/>

第3代目(現)所長 蛭田 孝雪



初代所長 安藤 良一



第2代目所長 志澤 徹

法科大学院教育に携わって

齋藤 実 (62期)

1 大学の中にある法律事務所

渋谷パブリック法律事務所(通称「渋谷パブ」と言われており、「渋谷パブ」で表記します)は、法科大学院教育を行うことを主たる目的として設立され、この点において他の都市型公設事務所の中でも、ユニークな存在です。初めて渋谷パブにいらっしゃる方に必ずといって良いほど驚かれるのが、渋谷パブが大学のキャンパス内にあることです。渋谷パブは、渋谷と恵比寿の真ん中くらいに位置する、國學院大學の法科大学院棟の1階にあります。國學院大學には神道学部もあり、神主さんの格好をされた方々がキャンパス内を歩いています。勤め始めの頃とても新鮮でした。

渋谷パブの事務所が大学内にあるのは、もちろん、授業を行うためです。渋谷パブは、事務所がある國學院大學法科大学院をはじめ、明治学院大学法科大学院、東海大学法科大学院、そして獨協大学法科大学院に授業を提供しています。渋谷パブの授業の大きな柱は、法律理論と法律実務とを繋ぐための架け橋として設けられた「リーガルクリニック」という科目です。「リーガルクリニック」は、法科大学院2年生を対象とする「初級」と、3年生を対象とする「上級」の2つがあります(「中級」はありません)。

2 渋谷パブの様々な授業

「初級」は法科大学院2年生の後期に割り当てられており、刑事・民事の模擬裁判を行います。特に刑事の模擬裁判は、公開模擬裁判という形で、一般の方々に裁判員になっていただき、お客様を呼んで行っています。今までは、1月に行われていましたが、2011

年より11月に行われるようになり、ますます活気を帯びる催し物となっています。この公開模擬裁判は、「リーガルクリニック初級」の成果発表として行っています。授業の開始当時は例えば冒頭陳述で何をすればよいのか分からなかった学生が、公開模擬裁判のときには、見違えるような冒頭陳述をします。こんなときは、渋谷パブの全弁護士が法科大学院教育に携わって良かったと思っています。

渋谷パブの授業で最大の目玉は、このような「リーガル



2011年公開模擬裁判員裁判のチラシ

クリニック初級」で経験を積んだ学生が受講する、「リーガルクリニック上級」です。学生が弁護士と共に、生の事件処理を学んでいきます。扱う事件は、民事事件、刑事事件、行政事件等々、多岐にわたります。学生は、実際に、法律相談に立ち会い、あるいは弁護士と一緒に接見に行き、さらに各種書面を起案したりと、「リーガルクリニック上級」を通じて広く弁護士の仕事を身につけていきます。その中でも、被疑者・被告人との接見は、学生達にとって緊張が高まる場面ようです。ただ、緊張が解けると少しずつ被疑者・被告人といろいろな話をするようになります。たとえば学生と年齢の近い若い被疑者・被告人の場合には、学生との話が弾み、思わぬ質問から新たな事実が出てくることがあります。このように、「リーガルクリニック上級」は法科大学院教育を2年間受けてきた集大成とも言える授業です。この科目は4つの大学の全ての学生が受講でき、学生達にとって、普段接しない他大学の法科大学院生と接することができるのも魅力です。また、中間報告会、最終報告会の2つの報告会があり、学生達は、今まで学んできた事件を1つ取り上げ発表します。この発表に対しては、教員、他の学生、渋谷の弁護士から、様々な質問が飛び交います。学生達は厳しい質問に四苦八苦しながらも、これを成長の糧としています。

また、2011年から、國學院大學で応用演習という科目も渋谷で担当しています。この科目は、法科大学院で学んだ知識を元に、様々な事案を解決することを目的としています。まだ始まったばかりなので、渋谷の弁護士も授業の準備に相当に時間を費やしていますが、少しでも学生達の役に立てればと思い、授業に臨んでいます。



リーガルクリニック上級最終報告会で挨拶する所長

3 学生と過ごす時間

このような授業だけではなく、渋谷では、学生との交流も密に行っています。授業の質問などで学生はよく事務所に立ち寄ります。また、「リーガルクリニック」では、授業の節目ごとに、学生との打ち上げをしています。いろいろな話が出るお酒の席で、学生の思わぬ性格を知ったり、悩みを知ったり等々。最後は、司法試験の話になることが多いのですが、学生と日常的に交流できるのも、渋谷の楽しさかと思います。

4 おわりに

法科大学院教育を業務の大きな柱にしているところが、渋谷の最大の特徴です。所長をはじめ所属弁護士は、将来法曹となる学生達を指導することに、大きなやり甲斐を感じています。私自身、教育ができる事務所を就職先として考え、渋谷を第一志望で就職活動をしました。大変なことも多々ありますが、渋谷に入り3年目の年となった今でも、渋谷を第一志望にして良かったと日々感じています。これからも、渋谷の所属弁護士一同、後進の教育に精一杯あたっていきたいと思っています。



公開模擬裁判の様子

II-4

地域に根ざしたリーガルサービスを展開
弁護士法人 多摩パブリック法律事務所〒190-0012 東京都立川市曙町2-9-1 菊屋ビルディング8F
TEL 042-548-2422 URL <http://tamapb-law.jp/>

400万多摩市民と共に

多摩地区には23区の1.86倍の面積に、30市町村415万人が暮らしている。23区に接する武蔵野、三鷹、調布市から、山梨県に接する奥多摩町、檜原村まで、その自然と人々の生活は多様性に富んでいる。発生する紛争も様々で、長靴を履いて山奥の山林境界の検証に立会うこともある。

地裁立川支部の事件数は、通常民事事件数が全国本庁のなかで10位、家事4位、刑事8位、少年7位という多さで、裁判官、検察官が不足している。地元にある事務所のある弁護士は約500名で、都市型の弁護士過疎地域となっている。

2008年3月、多摩地区初の公設事務所としてスタートし、全く知名度のないなかで、弁護士と事務局が手分けして、開所挨拶と法律相談等の案内のために、30自治体を一一つ回った。これを4年続けてようやく「信頼で

きる法律事務所」として認知され、市町村の法律相談係や消費生活センターから、年間数百人の相談者を紹介されている。また、自治体の専門相談員のために「アドバイザー契約」を締結し、質問に応じて法律問題の助言、指導をしている。

現在11名の所属弁護士は、深夜残業、休日出勤もいとわず、市民に対するリーガルサービスに邁進しており、支部の弁護士会活動でも刑事弁護などの中心的役割を担っている。また、外国人、高齢者・障害者の人権を守る取り組みにも積極的に関わっており、常に多摩市民と共に歩んでいる。



所長 井上 章夫

多摩地域のリーガルサービス

高野 太一郎 (61期)

1 多摩パブの3つの役割

弁護士法人多摩パブリック法律事務所（以下、「多摩パブ」といいます。）は、東京弁護士会により2008年（平成20年）3月、立川市内に設立された多摩地域初の公設事務所です。

多摩パブの公設事務所としての役割は、

- ①多摩地域におけるリーガルアクセスの改善、いわゆる「事件過疎」に取り組むこと
- ②被疑者国選対象事件の拡大及び裁判員裁判の開始を踏まえ、多摩地域の刑事事件に積極的に取り組むこと
- ③多摩地域に定着し、公的活動に積極的に取り組むことを目指す新人弁護士の養成をすること

の3つです。多摩パブは、これら3つの役割を軸としつつ、その他、地域に根ざした様々な活動をしています。

以下、具体的な活動内容を、一部ご説明したいと思います。

2 「地域回り」の実践

まず、①を役割を果たすため、多摩パブのすべての弁護士及び事務職員は、開所以来、手分けして多摩地域のすべての自治体（26市3町1村）の市民相談課等の窓口や関係機関を訪問させていただき、現場の担当者に対しごあいさつをするとともに、地域のリーガルニーズを直接うかがう、という活動を続けてきました（これを多摩パブ内では「地域回り」と称しています。）。

地域回りは、地域に埋もれるニーズの掘り起こしのため、とても重要な活動と認識しています。というのも、リーガルサービスを切実に必要としている方々の多くは、まず地元自治体に相談に来られるからです。相談の「現場」にいる担当者の方々と直につながることは、リーガルサービスの改善という（ある意味で抽象的な）役割を果たすための、地道で大事な最初の一步と考えています。

設立当初は、弁護士や事務職員が地域回りに伺った

際にも、ご担当者の方々と十分なお話ができないこともありました。端的に言えば、法律事務所というよく分からない団体が営業に来たと受け止められ、少し傷つく日もありました。一生懸命取り組んでくれた事務局員は、特に傷心を抱えたものと思っています。

あるいは、現場担当者の方に、法テラスとの違いをご理解いただくにもたいへんな苦勞を伴いました（なお、法テラスと誤認されることは、現在も珍しくありません。）。

しかし、毎年続けることで、徐々に多摩パブの存在は認知されてきたように思います。最近では、多摩パブの弁護士が自治体の担当者の方々の勉強会に参加させていただいたり、あるいは、自治体担当者が日ごろ疑問に思うことがあった場合に、気軽にご相談いただくなどの関係が出来上がってきました。この関係は、今後も大切にしくはならないと考えています。

3 東京の村へ・町へ

個人の感想ですが、年が明けて事務職員から予定確保のメールなどを貰うと、「ああ。今年も地域回りの季節がやってきたな。」としみじみ思います。しみじみ思うのは、「地域回り」が重要で、そして大仕事だからです。多摩地域は広大です。東端は武蔵野市や狛江市ですから、都心とのアクセスが良好な地域です。一方で、西端は奥多摩町や檜原村です。

皆様は檜原村をご存じでしょうか。とても空気のきれいなところですよ。JR武蔵五日市線の終着駅の武蔵五日市駅から、更に車で数十分の距離にあります。東京都内で唯一の村で、電車の駅はありません（名優ジョン・ウェインが出てきそうな、本来の意味の「駅」はあるかも知れませんが…）。

あるいは、奥多摩に行ったことはあるでしょうか。JR青梅線の終着駅です。こちらも水も空気もきれいです。奥多摩駅の「手前」に酒蔵があり、東京の銘酒を醸しています。なお、当事務所の所長は東京で唯一の奥多摩

摩町在住の弁護士ですが、それだけが理由で所長になったわけではありません。どちらにお住まいでも、当事務所の所長の資格はございますので、念のため付記します。

4 来年も地域回りの季節がやってくる…

さて、地域回りでは、弁護士及び事務職員が一緒になって関係機関を巡りますが、そのような地域ですので、半日や1日が簡単に過ぎます。丸1日職場を開けることは、弁護士及び事務職員にとって大きな負担ですから、まさに「大仕事」です。

しかし、地域回りに重要な意味があることは間違いありません。地域回りは多摩パブの本来任務と自覚して、今年も元気に、かつ、軽やかに出かけよう！と決意しています。

5 多摩地域における震災対応

さて、上記の役割のほかにも、多摩パブは、様々な活動をしています。

たとえば、昨年、東日本大震災及び福島第一・第二原発の事故により、多くの被災者の方々が、調布の「味の素スタジアム」に避難してこられました。この際、東京パブリック法律事務所OB・OGの弁護士をはじめとする方々が契機をつくり、避難所法律相談の実施にこぎ着けましたが、多摩パブは、これらの方々と連携し、味の素スタジアムにおける避難所法律相談の継続実施の実現に力を入れました。また、その後の多摩支部における被災者支援活動についても、多摩パブ所属弁護士の多くが積極的に取り組んでいます。

6 おわりに

このように多摩パブの各弁護士は、日々の業務で毎日いそがしく仕事をさせていただいています。しかし、業務の中には多くの不採算事件や刑事事件を含み、時間的にも経済的にも余裕はありません。

一方、公設事務所は、弁護士会が果たすべき公益的活動の一端を担うことを、その理念及び役割の一つとしています。多摩パブの所属弁護士は、弁護士ないし弁護士会への社会の信頼を維持し、高めるべく、果たすべき役割が生じた場合には、愚痴をこぼさず、フットワークを利かせて軽やかに、更に積極的に公益的活動に従事したいと考えています。

弁護士会の会員の方々におかれましては、このような多摩パブの諸活動についてご理解とご支援を頂戴したく、この場をお借りしてあらためてお願いする次第です。



Ⅲ

座談会

「パブリックを語る～その意義と展望」

【日 時】平成23年11月28日(月) 午後5時～7時20分

【場 所】東京弁護士会 来賓室

【出席者】石田 武臣 (弁護士法人東京パブリック法律事務所初代所長・20期)

* 敬称略

大森 顕 (弁護士法人多摩パブリック法律事務所(以下「多摩パブ」)・53期)

大塚 博喜 (弁護士法人北千住パブリック法律事務所(以下「北パブ」)・57期)

谷口 太規 (弁護士法人東京パブリック法律事務所(以下「東パブ」)・58期)

渡辺 千恵 (弁護士法人渋谷パブリック法律事務所(以下「渋谷パブ」)・58期)

【司会】伊藤 敬史 (広報室囑託・56期)

1 パブリックに入った経緯

伊藤：初めに、皆さんがパブリックに入った経緯をお聞かせください。

石田：私は20期で弁護士43年目です。私が生まれ育った池袋は、40年前も大きな街でしたが、弁護士はほとんどいませんでした。私は、いわゆる町の弁護士になろうと思って、何人かの同期や後輩たちと事務所をつくってきました。

今から10年前、東京弁護士会が最初に東パブを池袋につくるということで、池袋で町弁としてやってきた私に声がかかりました。これは天の声なのだろうと思い、自分の事務所は若手に任せて、東パブの立ち上げをやりようと思いました。

谷口：私は、修習終了後すぐに東パブに入りました。修習時代は、大きな人権課題に取り組みたいなと思っていました。ただ、一方で、今の時代に必要とされている課題は、大きな人権課題とともに、すぐ隣の人の問題ではないかと思いました。その人たちの悩みとか閉塞感とかが積み重なって大きな社会課題になっている印象もあって、そうしたことも実は人権課題と同じく大きな問題だと考えていました。

それで東パブを事務所訪問したときに、熱気に

溢れた人たちがいて、市民のために活動するにはどうしたら良いかということを、皆さん非常に嬉しそうに熱っぽく話していました。それが、何かをしてあげるといった感じではなくて、まさに市民に近づくにはどうしたらいいかという水平な視点だったところに惹かれて、東パブに入りました。

1年間の養成を経て、埼玉の法テラスで3年半活動し、その後東パブに戻ってきて新人養成等に携わっています。

大塚：僕も修習終了後にそのまま北パブに入りました。やはり刑事をやりたいかったですね。弁護士が活躍できる場面はいろいろあると思いますが、刑事事件の被告人・被疑者が、最も弁護士の助けを求めている非常に弱い立場にあるのではないかと、しかも相手方は国家権力という非常に強大な力ですから、そういうところで活躍したいと思っていました。ただ、一般の事務所では刑事事件は経営的にそんなにできないと思っていたところ、刑事対応の北パブができるという話を聞いて、そこに入りました。

静岡の法テラスに3年間赴任して、その後に北パブに戻ってきました。

渡辺：私は、最初は企業法務系の事務所に就職しましたが、将来について悩んでいました。それで

弁護士登録の9カ月後ぐらいに、私が弁護修習をした渋谷で、ちょうど2人の所員が事務所を出たということで、お声をかけていただいたのがきっかけです。

渋谷では法曹養成をやっていますが、最初は、新人の私には学生に教えることはできないのではないかと思いました。ただ、いろいろお話を伺っているうちに、「別に教えてくれなくてもいい。学生と同じ目線で一緒に勉強したらどう？」と言われて、こういう新人弁護士もいると学生に思ってもらえるなら、それはそれで意味があるんじゃないかと思い、移籍しました。

大森：私は、53期で、都内（四谷）の事務所に10年勤めて、それから多摩パブに移りました。私が修習した札幌では、いろいろな弁護士の立場がありながら、会務はみんなで分け隔てなく支えるという地方会の良いところを持っていました。それで、弁護士として会務をするならそういう所だと思っていたので、東京で就職をしましたけれども、多摩地区出身だったこともあり、多摩支部に登録しました。以来、会務活動や委員会等はほとんど多摩支部でやっています。

多摩地域はやはり人口に比べて弁護士が少ないと思います。刑事弁護は特に支え手が少ないです。刑事弁護委員会に入っていました、とても苦労して、当番や、被疑者国選や、裁判員を支えている仲間を見て、いつかは多摩に軸足を置きたいと思っていたところ、多摩パブができました。ですから、私の場合は、多摩で何かしたいという気持ちで多摩パブに入りました。

伊藤：大森さんの場合は、四谷から多摩にという点でも、10年経験されてからの移籍という点でも、大きな転換だったと思いますが、パブリックに移

籍することへのハードルはありませんでしたか。

大森：ほとんどないです。パブリックと立ち位置が同じような事務所にいたので、やっている仕事もそんなに変わりませんでした。ハードルといえば、「立川に通勤するのは大変でしょう？」といわれるのですが、そんなことはないです。確かに、距離的には立川は都内から遠いのですが、僕の場合、通勤は人の流れと逆、つまり朝、下りの中央線に乗り、夕方、上りの中央線に乗るので、いつも座れて楽です。

石田：優れた人材は事務所がなかなか離さないで、元の事務所を抜ける調整が大変で、丸々2年ぐらいかかったんじゃないの？

大森：優れた人材かどうかはともかく、元の事務所に話を通すのは時間をかけました。心の中で温めて1年、言い出してから1年…（笑）。

伊藤：10年いた事務所を説得してでも、多摩でやりたいという思いが強かったということですね。

2 パブリックでの仕事

伊藤：次に、実際にパブリックに入ってどのような仕事をしているかをお聞きします。東パブの谷口さんはいかがですか。

谷口：1年目は、翌年から地方で1人でやらなければいけないということで、養成のため、いろいろな事件を振っていただきました。ただ、1年間でやれることは限られています。実際にはサバイバルキットを渡されて、「これで何とか生きていく分の道具は渡したから、生き長らえろ」みたいな感じでした。

法テラス埼玉から東パブに戻ってきてからの事



東京パブリック
法律事務所
初代所長
石田 武臣

件についてですが、やはり時代を反映して、貧困は確実に進行していて、手持ちのお金がなくて法律扶助事件になるという人が約4割を占めていて、そのうち生活保護の受給者が2～3割ぐらいいます。そうでなくても精神疾患を持っている方が相当数いらして、あとはコミュニケーション能力の問題とか、社会生活を送っていく上での何らかの障害的なものを持っていらっしゃる方の割合がかなり高いと思います。

うちの事務所で特徴的なのは、高齢、障害、生活保護の福祉課といった福祉関係機関と連携してやる事件が多いことです。まだ明確な法律问题とはなっていないけれども、何となく法律が関係しそうといったレベルでしか捉えられていない、地域の中で困っている人に関する相談が福祉関係機関から来て、そこに関係機関の職員などと協働しながら介入していくような、福祉分野における法的サポートが特徴的な事件として見られます。

伊藤：まさに東パブに入る動機になった、すぐ隣の人の悩みへの対応を実現しているということでしょうか。

谷口：そうですね。ただ、公設系の事務所に6年いますが、自分の中でもやはり深まりが出てきました。最初は、本当に、一見さんお断りの事務所が多い中で「初めての方でも来られるよ」ということを追求したら良いのだ、という非常に素朴な司法アクセスの改善の理解でいました。実際、法律相談センターが閉まっている年末に、「借金を抱えているんだけど自殺する前に来ました」とおっしゃる方が来て、事情を聴くと、その借金は明らかに時効で消滅していることが判りました。「池袋の真ん中에서도こんな人がいるんだ」というと

ころから、司法アクセスの問題を考えてきました。

でも、次第に、待っているだけでは辿り着けない人がたくさんいるということがわかってきて、実践の中で、この人たちに手を伸ばしていくためにはどうしたら良いかと考えたときに、福祉関係機関との連携のような方法論が芽生えてきました。

伊藤：福祉関係機関と連携していく中で、パブリックだからこそできると感じることはありますか。

谷口：行政の職員にとって、こちらも公的なところでやっているという弁護士会の看板が、ハードルを下げる効果を持っていると思います。

伊藤：北パブの大塚さんはいかがでしょう。

大塚：法テラスに行くまでの約2年間は、僕は月5～6件刑事事件をやっていて、刑事とクレサラとその他の民事が2対2対1ぐらいの割合でした。ただ、北パブに戻ってからは、当時ほど国選事件が回ってこなくて、刑事の比率がちょっと下がっています。また、時代の背景もあってクレサラの件数も下がっています。一方で、しんどい刑事の滞留事件は結構回ってきますし、裁判員事件の2人目の弁護人として北パブの弁護士が付くこともあって、刑事事件の負担感としては、昔より高まっています。

それから法テラスの非常勤の専門員をやっています。あと、北パブは獨協大学法科大学院と提携して、リーガル・クリニック受講生を受け入れています。また、足立区や荒川区との関係も今後はもう少し力を入れて取り組んでいかなければいけないので、最近は地域との連携、他士業との連携に力を入れています。

伊藤：足立区や荒川区との連携というのは、具体的にはどういうことをするんですか。



多摩パブリック
法律事務所
大森 顕

大塚：無料相談会を定期的にやったり、福祉関係者と交流してつながりをつくって、法律問題を早めに発見して解決していければと考えています。

伊藤：渋パブの渡辺さんは、どのような活動をしていますか。

渡辺：うちの特徴的な仕事は、法曹養成です。リーガル・クリニックが主な仕事です。学生に生の事件を提供して一緒に勉強していくので、いろいろな事件をしなければいけません。刑事だけでは駄目だし、民事だけでも駄目だし、特にクレサラが多いわけでもなく、普通の町弁の仕事をしています。

リーガル・クリニック以外にも、模擬裁判は必修の授業で、民事模擬裁判と刑事模擬裁判を両方やります。あと、1年生には必修、3年生には選択で演習の科目も始めまして、大学側の仕事にとられる時間はかなり増えています。

伊藤：法科大学院の教育にかかる時間的な割合はどのぐらいですか。

渡辺：前期はクリニックが週1～2コマ、後期は模擬裁判の授業が週1回あります。その他に演習の授業があります。さらに、そのための打合せがあるので、少なく見積もっても週2日は使っています。

伊藤：多摩パブの大森さんはいかがでしょうか。

大森：多摩パブでは、多摩地区の刑事弁護の一端を担うという設立趣意があるので、刑事事件はやはり多いですね。平均すると、裁判員裁判など重い刑事事件を含めて、各所員5～6件は同時進行で持っていると思います。クレサラ案件も1人平均60件以上あります。

あと多摩支部の会務活動に人を送り込んでいて、刑弁委員会には11人の所員のうちの9人が名前を連ねています。

加えて、多摩地区には市町村が30ほどありますが、毎年1回ご挨拶に行って、自治体とのパイプを強くしています。自治体の消費生活相談センターの方からの相談も受ける態勢をとっています。あと一橋大学法科大学院のエクスターンを受け入れたり、我々の法律相談に実際に学生さんに入ってもらうことも始めています。

3 パブリックで感じるやりがい

伊藤：続きまして、実際にパブリックで活動を続けてきて、特にやりがいを感じる点をご紹介いただけますか。

大森：全ての市民の方々に対する駆け込み寺としての実践ができている点ですね。やはり生活保護の方の相談とか、法テラスの援助を使っただけの事件はとて多いですね。

伊藤：渡辺さんはどうですか。

渡辺：渋パブが一番中心にやっているクリニックは、上から目線で教える感じでもないんですね。私がクリニックを好きなのは、学生さんが自分と同じ熱さで事件に係わってくれるんです。

あとは、法曹養成と離れますが、若いうちから、「弁護士会ってこういうことをしているんだ」とか、普通の事務所の若い期の弁護士には多分できない経験がパブリックでは経験できると思います。

伊藤：具体的に言うとどんなところですか。

渡辺：公設委員会や全国の協議会などで、いろいろな弁護士と知り合いになることができます。あと、渋パブで言うと、法科大学院の教員だけではなく理事者とも場合によっては折衝しなければいけません。それは非常に責任が重い反面、やりがいも

あります。

伊藤：大塚さんはいかがですか。

大塚：いろいろなところをたらい回しにされた人が最後にパブリックに辿り着くことがあって、そういう人に、他の弁護士は全然話を聞いてくれなかったり、「こんなものはどうにもならないよ」と言われたのに、初めてきちんと聞いてくれたと言われることがあります。そういった最終の安全弁になったときには、やりがいを感じます。

刑事事件でも、複数回裁判を受けている人が、「前の国選弁護人はこんなことはしてくれなかった」とか、「今回の弁護人はきちんと自分の主張を聞いてくれた上で、法廷で言ってくれる」と感謝されると、やりがいを感じます。

伊藤：谷口さんはいかがですか。

谷口：やりがいは大きく3つあると思います。

1つ目は、前に北パブの弁護士から、「うちの事務所は『最後の弁護人たれ』というモットーがあります」というお話を聞いて、非常に共感を持ちました。要は、他の人が誰も受けなくても最後にその人に付く弁護人であれという意味ですが、パブリック全体のモットーは、もう少し広く「最後の法律事務所たれ」というんでしょうか。法テラスの相談でも、法律相談援助を受けられるのが最後となる3回目の相談の人が、よくパブリックの弁護士に回されてきます。確かに、そういうケースは、依頼者に癖があったり、事件的に非常に難しそうだったりします。でも、そういう人たちがパブリックに来るということは、法曹人口が増えたとしても、どうしても取り残されてしまう人たちがおり、そのような事件を受けているということです。別においしい事件でも、やりやすい事件でもない。でもそこに確かにその人の権利



北千住パブリック
法律事務所
大塚 博喜

とか尊厳があって、それを守ることができる最後の事務所になったときは、非常にやりがいを感じます。

2つ目は、我々は過疎地のひまわりや法テラスにこれまで25人の若手弁護士を送り出していますけれども、赴任後に、「過疎地巡業」と言って先輩弁護士が赴き、ちゃんとやれているかを見て回る習慣があります。そこで巣立った若手の頑張りを見て、これだけの膨大な量の人たちのニーズを、こんなに一生懸命頑張って、しかもさらに新しい取組みをやって、「自分たちが赴任を支えた若者が、この地を変えていっているな」と実感する時は、本当に身震いするほど嬉しく、やりがいを感じます。新人養成というのは、経済的にも労力的にも負担となる部分がありますが、そうした司法改革の芽みたいなのが各地に広がっていていると感じるときは、すごくいいなあと思います。

3つ目は、もう少し制度的なところで、単に事件を一つ一つ解決していくだけではなくて、行政機関と連携して事件を解決し、そこで連携ができてその人の安心が確保されて、地域が少しずつ変わっていくのを実感するやりがいがあります。弁護士が地域のネットワークに入っていくことによって、何か少し地域がよくなっていく感じです。もともと司法制度改革には、「弁護士は社会生活の医師たれ」というモットーがあって、怪我をしたときにお医者さんのところに行くように、少し悩んだら弁護士のところに行くことが、コミュニティ全体の元気につながるという考えがありました。実践のレベルで確かにそういうことが息づいていっていると感じられるときは、やはりこの運動に身を投じてよかったと感じます。



東京パブリック
法律事務所
谷口 太規

4 パブリックの存在意義

伊藤：パブリックの存在意義をどう考えていますか。

谷口：パブリックの存在意義は、我々の中でも本当に大きな課題です。

最近、法曹人口が増えて、法律扶助事件も国選事件も担い手は足りていると言われるようになりました。過疎地に関してもゼロワン地区があったん解消され、ひまわり基金や法テラスのスタッフ弁護士にも随分多くの弁護士が手を挙げるようになっていきます。そうすると我々がこんなに身を粉にして苦しみながらやっている公設事務所って本当に必要なんだろうかということは、我々公設系の人間が集まれば必ず議論になっています。

しかし、私は、「それでも意義はある」と確信しています。実は、2010年11月に、東パブの中に外国人専門部門をつくりました。これはそれまで弁護士に辿り着けていなかった外国人に法的サービスを提供するという専門部署で、英語、中国語、韓国語、スペイン語で対応できるようにしています。それまで、池袋の法律相談センターの外国人専門相談には、月に1～3件程度しか来ていませんでした。ところが、実際に外国人部門を開設して集中的な広報をしたら、月に20～30件の新しい相談が来るようになりました。その状態が1年経過した現在も続いています。外国人事件に取り組むには大変な準備が必要で、一般の弁護士はなかなか取り組んでいないのが現状です。ところが、外国人登録者は全国に220万人いて、例えば港区では住民登録のうちの10人に1人は外国人です。その人たちは、法的問題を抱えたときに行く場所がありません。これは、一つの例として外国人の問題ですけれども、実際にはこの日

本社会にそういう人たちは他にも結構いると思います。そういう問題に最初に取り組むにはかなりの勇気と方法論と集中的な取組みが必要ですが、そこができるのがパブリックだと思います。

例えば岡山パブリックでは、社会福祉士と精神保健福祉士と専門の職員を雇って成年後見とか福祉の部分に特化した部門をつくっています。あるいはDV案件とか生活困窮者の案件のために、自分たちで民間のシェルターをつくりました。これは一般の事務所ではまずできないことだし、法テラスという大きな組織でもなかなかすぐにはできないことです。新しい課題を見つけて、かつ、それをフットワーク軽くやってしまう。そしてそれを軌道に乗せるまで頑張る人的資源があるということは、都市型公設にしかないことです。それをその後に会員が多く取り組めるようなところまで整備していくことが、これからの公設事務所に求められている役割だと思います。

伊藤：大塚さんはいかがですか。

大塚：私も3つほど。1つは、会務を含めて公益的な活動に人を出しやすいというところですね。北パブでも、刑事、少年を中心に実働部隊を非常に多く出していますし、弁護士会とは直接関係ありませんが、「刑事弁護フォーラム」の事務方的なことは北パブやその卒業生が請け負っています。また震災になれば、震災相談ということですから人を出せる。そういった公益的な活動の実働部隊を担えるという意味で、パブリックの存在意義はあると思います。

2つ目は、やはり刑事事件の専門化で、実際に最高裁の逆転無罪事件とか、裁判員での初の家裁への55条移送事件とか、裁判員裁判での認定落ちとかも結構出ています。それから刑事の滞留



広報室囑託(司会)
伊藤 敬史

事件については、北パブが受け皿にもなっています。さらに、北パブやその卒業生が、弁護士会や日弁連の講師になって各会員に経験等を伝える側にも回っています。また、突然、会員から北パブに刑事事件の質問の電話がかかってくることもあります。そういう意味で、刑事専門としての存在意義はあります。

3つ目は、養成事務所としての存在意義です。私は今、法テラス側で養成とか配置を見ているのですが、養成事務所にもいろいろあり、個人事務所だと事件や教え方も偏ってしまうところがないわけではありません。パブリックは、スタッフやひまわりで派遣された後に受任するのと同じような事件を多く受けています。養成の経験も積み重なっていますし、弁護士も多いので、いろいろな人と一緒に事件をやっていく中でいろいろな人のやり方を学べます。スタッフを地方に送り出すときに、その人が受けていた事件を他に引き継ぎやすいということもあります。「パブリックから派遣されたスタッフやひまわりの弁護士はやはり質が高い」と言われる能力も環境もあると思います。

伊藤：渡辺さんはいかがでしょう。

渡辺：みんなが刑事をやるようになったらパブリックは要らないかというところではなくて、裾野が広がったら、今度は拠点が必要だと思うんですね。その拠点となるのは、今のところパブリックしかないんじゃないでしょうか。

この間の震災が奇しくもそれを証明しています。渋パブはそれほど集中的にやっていませんが、他の3つのパブリックは、被災者支援の拠点となって、人も集めています。同じ事務所でやる方が、情報も回るのが早いし、直ちに対応できます。裾野が広がれば広がるほど、拠点の重要性は出てく

ると思います。

渋パブで言えば、今、リーガル・クリニックをやっていない大手のロースクールこそ、クリニックをやっていただきたい。そのときに、「うちの弁護士会はこういうことをしているよ」というモデルを実際やっているという自負もありますし、ノウハウも積んでいます。渋パブが法曹養成の拠点となったり、各パブリックがそのように拠点になるのがいいと思います。

伊藤：渋パブは、法科大学院に併設されていますが、そのメリットはどう感じていますか。

渡辺：やはり大学のすぐ近くにいて、学生や学校側のニーズを直ちにすくって、それを自分たちがやっている授業で反映できるというのは、学内にあることの大きな強みだと思います。

伊藤：大森さんはいかがですか。

大森：多摩地区では法テラスの相談のやり手、特に困難な事件のやり手が足りていないということもあるし、当番弁護士や被疑者国選をやる人が足りない日があって、夕方近くに、「どうしても当番弁護士が足りなくなってしまって、今日接見に行ってほしい」という要請もあります。扶助事件や国選での存在意義はまだまだあると思います。

それと多摩パブは、「多摩地区に根づく若手弁護士を育てる」という設立理念を掲げていて、積極的に若手弁護士を採用する方針でいます。多摩地区には、そんなに大きな事務所はないので、23区と比べれば新人の募集状況は厳しいです。そういう中で多摩パブは、多摩に根づく若手弁護士を育てるために採用を継続的にやっている点で、存在意義はあります。

刑事弁護でも、多摩パブが主催してやっている多摩刑事研究会では、皆さんのノウハウを蓄積し



渋谷パブリック
法律事務所
渡辺 千恵

ています。

加えて、パブリックはやはり自治体と関係が築きやすいし、いろいろな人が紹介しやすい点でも、存在意義はあると思います。

伊藤：やはりそこは弁護士会がバックにいるという信頼があるのでしょうか。法テラスだとできない活動が、パブリックだとできることはありますか。

石田：微妙に違いがあるね。谷口さんと大塚さんは、法テラスのスタッフだったから、わかるんじゃないですか。

大塚：法テラスの方が制限はありますよね。パブリックの方が緩い。行動しやすい。

谷口：パブリックの方が新しい試みをやりやすいというか、事務所の活動として自主的な活動をやりやすい。もちろん法テラスに所属しても個人として自主的な活動まで制限されませんが、事務所としてやってみようということは、やはりパブリックの方がやりやすいというのがあります。

伊藤：10年前に東パブを立ち上げた頃と比べて、今のパブリックの存在意義はどのように考えられますか。

石田：10年前に東パブができて半年ぐらいの間に私が一番感動したのは、豊島区目白や板橋区常盤台など周辺に4カ所ぐらい野宿者のための支援組織があり、寮があり、住民票を回復して生活保護を受けたり、病気を治させたりしながら、就労支援活動をしている団体がありました。区役所の福祉の人から、その団体の事務局長が「借金で追われて逃げている人もいるし、いろいろな問題を抱えている人がいるので、ぜひパブリックに連れていきたい」と言っていると聞き、「ぜひ連れてきてください」と言ったら、本当にその事務局

長や職員が本人を連れてきて一緒に相談するようになりました。それで、「やろうとしていたことは、こういうことだったんだ」というのが見えたんですね。

私がそこで最初に学んだのは、法の助けを必要としている人たちと一番接しているキーパーソンがその人たちを連れてきてくれるような事務所をつくらなければいけない。そういう雰囲気をつくっていけば、もっと広がるんじゃないかということでした。でも、そのときの私の姿勢は、「ここにこういう事務所があるんだよ。ぜひおいで」というアプローチだったのです。それが司法アクセスを解消することだという認識でした。

でも、私が本当に感心、感激、感謝しているのは、さらにその後の各パブリックの若手弁護士が切り開いていった方法論で、待っているのではなくて、キーパーソンのところにまず自分たちが出かけていって、そこで実情をよく聞いて、そこからさらにもう一步先まで自分たちが出ていくということです。「アウトリーチ」という言葉がこの2～3年広まってきましたが、やはり弁護士が待っているだけでなく積極的に出ていく。「出張相談」という言葉も広まってきましたが、来られない人に対してこっちから行く。さらにそれを、ネットワークをつくってやる。こういう認識がここまで広がってきたのは、東京弁護士会の4つのパブリックで、この10年に新しいスタイルを若い弁護士たちがつくってきたということです。

私が最初に司法アクセスを改善して人々のための事務所をと考えていたものをはるかに超えた新しいものが、こういう形で生まれてきています。これは、先ほど若手が言ったとおり、自分たちで実践し、人々の役に立つ法律事務所、人々の役



に立つ弁護士像とは何かを考えて討論しながらつかみ取ってきたものです。これは、10年前、私たちの世代の中にはなかったことです。

谷口：震災のこともそうで、急に誰も予想していなかったことが突然起きて、多摩パブのそばの味の素スタジアム、北パブのそばの東京武道館に避難してこられる方がいたときに、すぐに「ここに法的ニーズがあるはずだ」と入っていく。しかも、ただ入っていくだけではなくて、福祉の部分で、例えば介護を要していたおばあちゃんはどうしているんだろうとか、障害を持っている人はどうしているんだろうとか、そういうところで連携して入っていく。パブリックのいいところは、全く新しい課題が来ても、組織的にこれは僕らがやるべきということがパッと決められて、そこにパッと入っていける。そして、そのときに、普段、事件でやっている方法論を使って入っていけるということです。

実際、震災のことで、東パブから東弁や日弁連に嘱託として弁護士を何人も出していますし、原発弁護団にも人を出しています。新しい課題が出てきたときに、公益的な目的に沿うことであれば、そこに人を出していける人材バンクみたいな役割もあると思います。

5 パブリックの課題

伊藤：パブリックの存在意義がよくわかりましたが、他方で、パブリックで活動されている中で課題とを感じることはありますか。

谷口：人かな、金かな（笑）。

大塚：両方じゃないですか。物は何とかなる。

渡辺：人と金もまた、密接につながってたりもするしね。

谷口：でも、やはり人なんでしょうね。だって別に交付金が欲しいわけではないじゃないですか、我々も。自主独立はすごく大切だと思っています。でも、どんどん構成が若年化しているというのは本当に問題です。昔は東パブでは20期代、30期代、40期代、50期代がいて、そこに新人・若手が入ってくるという理想的な形だったのが、今は40期代の所長のほか1、2名を除くとあと17人は全部50期代後半～60期です。多分それでもパブリックの中ではまだ少し恵まれている方で、多くのパブリックは60期代が中心になりつつあります。その構成で養成をしながら、黒字経営を目指し、さらに最後の法律事務所みたいなやっかいな事件を大量にやるとなると、本当に神技を求められているという感じがありますね。

渡辺：何か人がうまく入るシステムがないかなと思うんですね。やはり所属事務所を抜けて出ていくのはインパクトが強いので、もう少し気軽に1～2年来てまた帰るとか、もちろん常勤の方もいて、そういう方もいて、という形でうまく人が回るようになるといいですね。

谷口：所長になる人がいなくて、私たちが「誰かいなか」と右往左往するというのは、弁護士会の取組みとしては、もう少し何とかならないでしょうか。例えば、東弁で、「今年は副会長がいらないだよ」ということはないでしょう。

伊藤：人の問題で、特に年配の弁護士がパブリックに来にくいというのは、どういう点に問題があるんでしょうか。

大森：僕の場合は、「弁護士人生は…」みたいなことは考えませんでしたからね。10年やって事

件を紹介してくれる人は何人かいましたが、将来的には自分の事務所を作ろうとは考えなかったの
で。

渡辺：事務所の人から1年引き止められたというのは、出す側も、中心的な人は出たくないということですね。

大森：元の事務所から稼ぎを期待されてはいましたし、期待されないような弁護士であってはまずいですから。移籍にあたって、サッカーの移籍金みたいな…（笑）。

谷口：まず無理でしょうね（笑）。

やはり広報不足は大きいと思うんですね。これだけ弁護士がいるんだから、そういうことをやりたいと思う方も、本当は結構いらっしゃるのかもしれないけれども、マッチングがうまくできていない。

伊藤：外から見ていて、パブリックの任期後にどうなるかが見えにくくて行きづらいということもある気がします。実際のところ、パブリックの方は、任期終了後、どうしているのでしょうか。

大塚：パブリック間で移るというのも、あるにはありますね。

石田：パブリックの卒業生たちがいくつか事務所を作って、パブリックや法テラスの任期を終えた人たちを受け入れています。そういう同じ志を持ってこれからも協力し合いながら切り開こうという事務所が幾つかできていくと、卒業したらどうするんだという不安は持たなくていいよと言えるようになると思うんですね。

谷口：「任期後にどうしよう」と困っている弁護士は1人もいない感じがしますね。大体パブリックで身につけた、どんな事件が来ても何とかやれるというのがあって、むしろ請われて来た人が多い

ので、任期が終われば活き活きとして戻っていく（笑）。元にした事務所に戻る方ももちろん多くて、あるいはパブリックで一緒になった人と事務所を開設する人もいます。中堅以上だと、パブリックで若手を育てる楽しさを感じるので、事務所を開設して、そういう養成を自分たちで独自にやっていく方も結構いますね。

大塚：あと任官もあっていいと思うんですね。任官もしやすい事務所のはずなので。

大森：多摩地区では大きな共同事務所は多摩パブに人を出して、しばらくしたら元の事務所に帰るというあり方が1つのモデルとなってもいいと思います。

谷口：その方が、地域の自分たちの事務所みたいな感覚ができていいですね。

渡辺：不安というよりは、この先どういうふうに向づけるかとか、普通の弁護士と多分同じだと思います。

大森：むしろ経験を積めるので、任期後、フリーエージェントで何か違った展開があるのは、少し楽しみだったりもしますね。

大塚：副所長経験者くらいの方に「パブリック、楽しかったよ」みたいな発言をしていただけると、いいのかもしれないですね。辞めちゃうと、ちょっと籠もっちゃう感じが…（笑）。

谷口：皆さん終わると癒しを求めて（笑）。

石田：一番の問題は、やはりものすごく忙しいんですね。新人も中堅もものすごく忙しいから、パブリックにいる何年かで力を出し切ってしまう。だからパブリックの任期が明けたときは、ちょっと2年ぐらい休みたいと（笑）。もう少し余裕を持って活動できるスタイルをつくっていかないと。

ですから震災の直後は本当に全員が必死になってやろうという雰囲気でしたが、2～3カ月経ったら私はほとんどのパブリックのメンバーに「いったん引け」と言いました。なぜなら、日常活動でほとんど倒れそうになりながら忙しくやっているのに、震災が起こったら、さらにどんどん自分から荷物を背負って出かけていくことを始めた。必死に頑張る集団だからこそ、いったん引いて、どこまでならできるかという発想で行動するスタイルをつくっていかないと、いつも全力走ばかりでは疲れ切って、長期戦にもちこたえられないと、すごく心配しています。

大塚：そういう意味では、大局的に物を見られる上の期の弁護士がある程度いないと、若手はもう「前へ、前へ」となってしまうので、やはり期のバランスは非常に重要だと思います。

6 パブリックの展望

大塚：僕は、会として戦略的にパブリックを使う発想があってもいいと思います。これまではお互い気を遣っていて、金を出すけど口は出さないみたいなところもあったんですが、東弁がつくっている事務所で相当数の弁護士がいるわけですから、ここを東弁の広報的な存在にできるかもしれないし、戦略的に使ってもいいと思います。使う一方で、やはり人もきっちり出すし、お金もある程度出すというように、「こういう目的で、こういうことをさせたいのでバックアップもする」ということがあってもよいと思います。

谷口：今、弁護士会の1つの大きなマターとして、法律相談センターの相談件数が減っているとか、

法曹人口が増えて事件が減少しているということがあります。でも他方で、先ほど外国人部門を例にしましたが、何らかの仕組みとか集中的な取り組みをすることによってしか、新しい事業は開拓されません。だから、事業ベースで都市型公設に委託するということだと、例えば、高齢者等の事件に一般会員が取り組みやすくするために関係機関との連携をつくって、事件を受ける仕組みをつくるプロジェクトを我々に投げるといったことが考えられます。その代わりに人やお金をサポートしていく。そういう事業ベースでの委託はあっていいと思います。

大塚：そういうパイロット事業をやらせる受け皿にはなり得ると思いますね。そういう意味では、もともとパイロット事業的なことをやっていたわけですね、例えば渋谷パブが大学と一緒に法曹養成機関をつくったのもそういう位置づけができる。

渡辺：1つの新しい事業ですね。それまでやっていたのは受験産業ぐらいじゃないですか。だけど、ロースクールになると、やはり普通に事件をやっている弁護士でなければ教えられないことがあります。各法科大学院に事務所ができれば、結構なことになるんですよ。

私は、最初は演習授業みたいなものは本来のクリニックとは目的が違うと思っていましたが、学生たちの意見を聞くうちに考えが変わり、実はこっちから大学に話を持ちかけていったんです。カリキュラムには個人の名前が出ますけれども、収入は渋谷パブに入りますし、事務所全体で授業内容を相談して運営していきます。クリニックも同じですが、実は、法曹養成も、本来は1つの事業であると思います。



7 会員へのメッセージ

伊藤：最後に会員へのメッセージを一言ずつお願いします。

谷口：最近司法制度改革の功罪みたいなことが言われるようになってきていますが、他方で「市民に身近に」を追求する司法制度改革は間違っていないと思っている会員も少なくないと思います。「やはりよかったんだ」という確信を得たい方はぜひパブリックへどうぞ（笑）。

大塚：若手の会員の方は、刑事事件で困ったことがあったら気軽に北パブにお電話をいただければ、何かしらの回答ができると思います。それから、しばらく弁護士をやってきた人でも、昔はもっと刑事弁護をやりたかったという気持ちがある人は、一度飛び込んでいただいて刑事漬けの日々を送るのも楽しいと思います。

渡辺：目の前にいる依頼者を助けてあげたいと思う弁護士なら、目の前で頑張っている学生がいたら何とかしてあげたいという気持ちになると思うんですね。ですから、ぜひ普通の弁護士にどんどん来ていただきたいと思っています。

大森：どのパブリックもそうですけれども、40期代ぐらいの中堅の会員にぜひ来てほしいと思います。そのために、公設事務所のいろいろな取組みをぜひ会員の皆様方に理解していただきたいです。2009年春に東弁監事がパブリックの見直しを述べた『監事意見書』のようなことがないようにしていただきたいです。

石田：ある程度の経験年数のある会員には、自分なりに開拓した顧問先や得意先等があるでしょう。そういうものが全くなくて「行けば給料くれるんだろう」みたいな人は、逆に要りません（笑）。

自分でお客さんも切り開き人間関係もつくっている人が、パブリックに来ることで、さらにもっと広い視野で人間関係をつくれるようになるし、新しいスキルや視点も身につけていく、新人も育成すると楽しい、ということで来てほしいです。来る際に、自分の持っているお客さんや顧問先は全く遠慮することはなく、そのまま持ってきてよいのです。退任するときは持って出るというスタイルです。

ちなみに私は、東パブの初代所長になる際に、自分の事務所を若手弁護士に任せるために、顧問先の半分をその若手弁護士に切り替えて、自分は東パブに残りの半分の顧問先を持っていきました。所長を辞めるとき、私の顧問先は、私と共にもう一度元の事務所に戻りました。その中で、1社だけは私がもっと忙しくなりそうだからということで顧問をやめましたが、他の二十何社の社長等は、「ぜひ頑張ってくれ。そういう社会的に意義のある人が自分の会社の法律顧問だということは嬉しい」と言って、むしろ励ましてくれました。私の顧問先は、普通の中小・零細企業がほとんどですが、そういう方々も、弁護士が本当に人々のためになる活動をしようと真剣にやっていることを信頼してくれるんですね。

ですから、ぜひその世代の会員の皆さんには、顧問先等を丸ごと持ったままパブリックに2年なり3年なり行って、それからまた新しい若手と事務所をつくるなり元に戻るなり、いろいろなことを斬新に考えていただけると嬉しいなあと思います。

（構成：伊藤 敬史）